

悪質商法の被害にあわないために

身を守るワンポイントアドバイス

悪質商法の手口はますます巧妙になっており、多くの方が被害にあわれています。悪質商法の被害者にならないためには、相手の手口を知り、適切に対処する必要があります。この特集では、悪質商法の手口と被害にあわないためのワンポイントアドバイスを紹介します。

「なりすまし」にだまされないで！

振り込め詐欺

●オレオレ詐欺

孫や子どもなどの身内になりすまし、電話で家族をだまして金銭を支払わせる手口です。



「交通事故」「使い込み」「痴漢行為」「借金」などのトラブルの名目で現金をだまし取る詐欺が横行しています。

道内でも、被害にあわれる方が後を絶ちません。

●還付金詐欺 税務署や年金事務所などの職員を名乗り、医療費、税金、年金などの「払い過ぎたお金を返す」と言葉巧みに装い、無人ATMを操作させて、被害者の預金を別口座に振り込ませ、だまし取る手口です。

ワンポイントアドバイス

- ①振り込め詐欺の手口は、突然根拠のない請求をすることです。
- ②あわてず冷静になりましょう。

事実や支払い根拠を確認するまでは、お金を振り込んではいけません。

③もしも振り込んでしまったら、すぐに金融機関と留萌警察署に連絡しましょう。(☎42・0110)

かたり商法

公的機関の消防署職員、水道局員などになりすまし、制服姿と巧みな話術で安心させ、消火器や住宅用火災警報器、浄水器などの商品売りつけます。



ワンポイントアドバイス

- ①公務員が商品を販売することはありません。あわてて契約しないように注意しましょう。
- ②あわてず冷静な対応を心がけましょう。突然訪れた業者を家に入れないようにしましょう。

ただほど高いものはない！

点検商法

「無料で点検します」と訪問し、「床下の土台が腐っている」「ふとんにダニがいる」など不安をあおり、床下換気扇やふとんといった商品や、



ワンポイントアドバイス

- ①「無料」「サービス」で点検するといった言葉に注意しましょう。
- ②契約を急がせる業者に注意し、家族に相談したり、他の業者から見積もりを取るなど、契約は慎重にしましょう。

配水管工事などの契約をさせます。

「もうけ話」には危険がいっぱい！

利殖商法

老後の生活費に不安を抱える消費者心理につけ込み、「値上がり確実」「必ず儲かる」など、簡単に利益が上がることを強調し、未公開株、先物取引、外国為替証拠金取引、分譲



ワンポイントアドバイス

- ①「必ず儲かる」「絶対に損しない」という投資はあり得ません。
- ②仕組みがよく理解できない投資話、投資話には手を出さないことです。利益や元本は保証されている訳ではなく、損失を負う危険性があります。

マンション、エビの養殖事業など、投資や出資を勧誘します。

身におぼえのない「支払い」には応じない！

送りつけ商法

注文していない本やビデオソフト、健康食品などの商品を一方的に送りつけ、代金引換郵便などを悪用し、お金をだまし取る手口です。

電話で勧誘し、勘違いさせて支払わせるのが狙いです。



ワンポイントアドバイス

- ①業者からの一方的な契約なので、売買は成立せず、代金を支払う必要はありません。
- ②商品は送られた日から14日間保管すれば自由に処分できます。(※期間内に使用してしまうと支払い義務が発生します)
- ③配達人に持ち帰ってもらって、着払いで返送するのも一つの方法です。

被害にあわないための5力条

- ①うまい話、もうけ話は、うのみにしない
- ②訪問販売は、すぐにドアを開けない、家に入れない
- ③いらない時は、「いいません」とはっきり断る
- ④その場ですぐに契約せず、家族・友人など信頼できる人に相談する
- ⑤おかしいと思ったら、どんなことでも留萌消費生活相談窓口へ

留萌消費生活相談窓口のご案内

- ◆開設日時 毎週月～金曜日 10:00～15:00
 - ◆場所 留萌市明元町6丁目22番地の1 留萌消費者センター内
 - ◆休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/5)
- ☎42・0651

※5月からるもいプラザにも啓発コーナーを設置する予定です。



お問い合わせ先 市・経済港湾課 ☎42・1840